

ハラスメント防止宣言

1. 職場におけるハラスメントは、従業員の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、従業員の能力の妨げとなり、また会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。

当社では、ハラスメントのない、また、全ての従業員が互いに尊重しあえる、安全で快適な職場づくりに取り組みます。

2. 当組合は、下記のハラスメント行為を許しません。

- (1) セクシャルハラスメント
- (2) パワーハラスメント
- (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント
- (4) その他のハラスメント

3. 従業員がハラスメントを行った場合、厳正に対処します。

処分の内容は、次の要素を総合的に判断し決定します。

- ・行為の具体的態様（時間・場所・内容・程度）
- ・当事者同士の関係（順位等）
- ・被害者の対応（告訴等）・心情等

4. 職場におけるハラスメントに関する相談・苦情窓口を組合内に設置します。

また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化する恐れがある場合やハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

相談・苦情には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応されるので安心して相談する事が出来ます。

5. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に対しても不利益な取り扱いはありません。

6. 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置および行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

ハラスメントのない、働きやすい職場をみんなで作りましょう。

2022年4月1日

合田燃料機器株式会社
代表取締役 木村 徳宏